

ストックオプション税制の適用対象者の拡大

- スタートアップが、兼業・副業等の多様な働き方で活躍する国内外の高度専門人材を円滑に獲得できるよう、ストックオプション税制の適用対象者を現行の取締役・従業員から、スタートアップの成長に貢献する社外の高度人材（外部協力者）にまで拡大し、ストックオプションを利用した柔軟なインセンティブ付与を実現する。
- 申請企業は、外部協力者を活用して行う事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に従って事業に従事する外部協力者へのストックオプションの付与に関して、税制優遇措置を適用する。

現行制度

<ストックオプションの付与対象者>

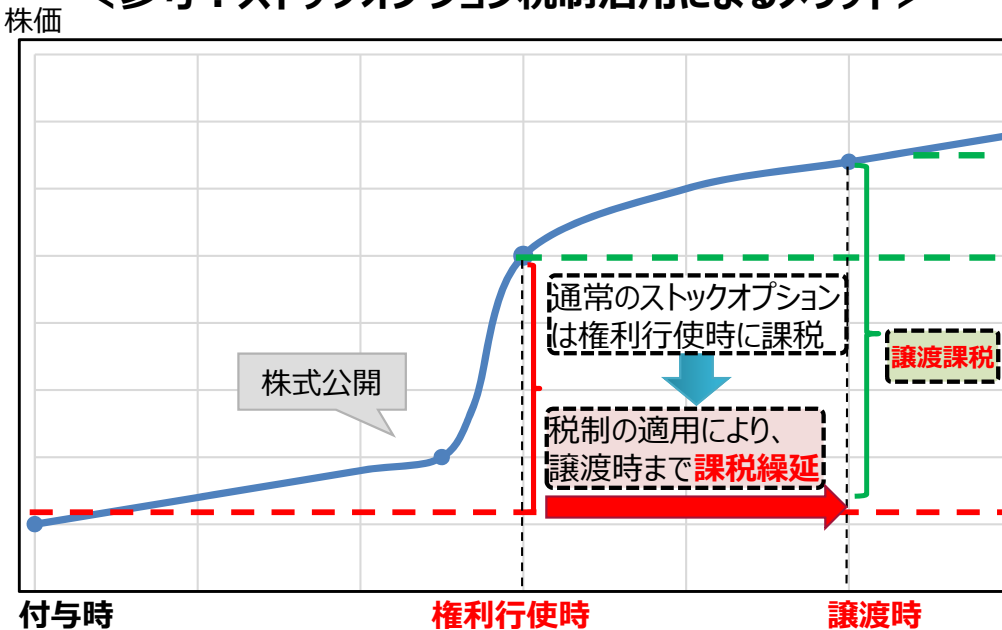
- 取締役、執行役及び使用人

改正概要

<ストックオプションの付与対象者>

- 取締役、執行役及び使用人
- **一定の要件を満たす外部協力者**
(例) スタートアップの成長に貢献する業務を担うプログラマー・エンジニア、弁護士等

<参考：ストックオプション税制活用によるメリット>



計画認定

中小企業等経営強化法に基づく
事業計画認定制度について

【社外高度人材活用新事業分野開拓計画の内容】

- ① 設立10年未満等の要件を満たしファンドからの出資を受ける企業が、
- ② 高度な知識及び技能を有する社外の人材を活用し、
- ③ 新事業活動を行い、新たな事業分野の開拓を行うこと

主務大臣
基本方針を策定

申請

新規中小企業等
計画を作成

認定、税制・金融支援

社外高度人材活用新事業分野開拓計画において税制優遇措置を受けようとする場合の主な要件

(1)認定対象企業 (2)社外高度人材 (3)社外高度人材の専門性と貢献内容の関連性 の3点で判断

(1)認定対象企業の主な要件 (下記の全てを満たすこと)

- ①設立10年未満
- ②資本金10億円以下又は従業員数2000人以下
- ③非上場
- ④ハンズオン支援を行う、ベンチャーキャピタル等から出資を受けていること。
また、ベンチャーキャピタル等から最初に出資を受けた時点において、資本金が5億円未満かつ従業員数900人以下であったこと。
- ⑤大規模法人グループの所有に属さない 等

(2)社外高度人材の要件 (下記のいずれかを満たすこと)

- ①国家資格を保有 + 3年以上の実務経験
【例：弁護士・会計士等】
- ②博士の学位を保有 + 3年以上の実務経験
- ③高度専門職の在留資格をもって在留 + 3年以上の実務経験
- ④上場企業で役員（取締役等）の経験が3年以上
- ⑤将来成長発展が期待される分野の先端的な人材育成事業に選定され従事していた者
【事業の例】「未踏」、「異能（Inno）vation」
【例：プログラマー・エンジニア等】
- ⑥過去10年間に、製品又は役務の開発に2年以上従事し、かつ下記1.~3.のいずれかを満たす者
 - 1.上場企業の従業員で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内において、全事業の売上高の1%未満から1%以上まで増加
 - 2.上場企業以外の従業員で、製品または役務の開発に従事していた期間に、全事業の売上高が2倍以上に増加
 - 3.上場企業以外の従業員又は外部協力者で、開発した製品又は役務の売上高が、開発に従事していた期間内において、2倍以上に増加【例：プログラマー・エンジニア・デザイナー等】

(3)専門性と貢献内容の関連性 (下記のいずれかを満たすこと)

- ①製品・サービスの開発に貢献すること
- ②事業拡大や販路拡大に貢献すること
- ③会社成長期の組織拡大に伴うガバナンス体制構築等に貢献すること

※各要件の詳細・申請方法等は申請の手引きを確認してください。